

質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質 問	回 答
1	次の場合に、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	契約書（案）に記載のとおり、契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができます。
2	入札書は、複数枚用意する予定がないことから、再入札となった場合は口頭での入札辞退は可能か。または、辞退届が必要となるか。	入札執行中に入札を辞退する場合、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。
3	各月の電気料金算定において、弊社が落札した場合に基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他条件について、弊社約款に依拠していただくことは可能か。	契約書（案）に記載のとおり、電気料金は契約約款第11条第2項、第3項及び単価一覧に基づき算定してください。契約書、仕様書に定めのない事項が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとします。
4	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は受給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約書（案）に記載のとおり、契約書に定めのない事項が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとします。
5	電力料金の支払期日について、弊社約款上「一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日」を『支払義務発生日』とし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日を『支払期日』としています。弊社が受注者となった場合、『支払義務発生日』及び『支払期日』の取り扱いについて、弊社の約款に依拠していただくことは可能でしょうか。	契約書（案）に記載のとおり、支払い期日については、契約約款第11条第1項及び第4項が適用となります。
6	弊社は『延滞利息制度』を導入しており、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電力料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合（1日当たり約0.03%）で算定した延滞利息をお支払いいただくこととなりますが、これに依拠していただけますか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定して得た金額としています。	契約書（案）に記載のとおり、遅延利息については、契約約款第11条第5項及び第7項が適用となります。
7	入札告示「5 入札手続等(3) 契約保証金」のただし書きについて、契約保証金の納付の免除に当社は該当するのかわ確認したい。	札幌市契約規則第25条に定める契約保証金の納付の免除は、契約を締結しようとする者について判断するものであるため、ご回答出来ません。
8	契約書（案）第9条1項について、発注者にすみやかに通知すると記載があるが、弊社は検針日以降5～6営業日で料金確定し、Webサイトに掲載することから、そちらで料金確認対応いただけるか。また、自動的に料金確定するため検査は不要でよろしいか。	Webサイトでの料金確認は対応可能です。 契約書（案）第9条第1項に記載のとおり、検査を不要とすることは出来ません。
9	契約書（案）第11条1項の支払の請求について、上記8のとおり料金確定後、自動で請求書が発行されるがよろしいか。	承知いたしました。